国会事項

開会式

第百八十五回国会の開会式は、十月十五日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第百八十五回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

わが国をめぐる内外の諸情勢には、国民のために緊急かつ適確に解決すべき幾多の重要問題が存在します。

われわれ議員一同は、この状況を正しく認識し、内政、外交の各般にわたり、すみやかに適切かつ充実した審議を行い、国民生活の安定向上につとめ、また、国際社会の一員として適確にその役割を果たしていかなければなりません。

開会式にあたり、主権者より直接主権を委ねられている唯一の国家組織たる国会の一員として、各々に課せられた重大な使命を自覚し、日本国憲法の精神にのっとり、最善をつくして国民のために任務を遂行し、もってその信託にこたえようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第百八十五回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

報告書受領

十月十一日内閣から次の報告書を受領した。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第五条第四項の規定に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の報告

政府特別補佐人承認

十月十一日伊吹議長は、安倍内閣総理大臣申出の次の者を、第百八十五回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　原　恒雄
内閣法制局長官　小松　一郎
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚

議事日程

十月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十五年十月十五日（火曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　会期の件
第三　常任委員長の選挙

参議院

議事日程

十月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十五年十月十五日（火曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　会期の件
第三　国務大臣の演説に関する件

政府特別補佐人承認

十月十一日山崎議長は、安倍内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百八十五回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　原　恒雄
内閣法制局長官　小松　一郎
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚

報告書受領

十月十一日内閣から、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第五条第四項の規定に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の報告を受領した。

人事異動

内閣

外務大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　茂木　敏充

第二十五回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表を命ずる
期間は平成二十五年十月十九日までとする（各通）
（通商政策局長）経済産業事務官　鈴木　英夫

（大臣官房参事官兼経済局）外務事務官　相川　一俊

第二十五回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十五年十月十九日までとする（各通）
（通商政策局通商交渉官）経済産業技官　坂本　敏幸

第二十五回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表随員を命ずる
期間は平成二十五年十月十九日までとする
防衛大臣　小野寺五典

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書締結交渉のための日本政府代表を命ずる
期間は平成二十五年十月十七日までとする（以上十月一日）
安藤　明

国務大臣秘書官に任命する
古屋国務大臣附を命ずる
国務大臣秘書官　渡辺　一博

願に依り本官を免ずる
国務大臣　田村　憲久

内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（以上十月二日）

○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月三日）

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる（以上十月四日）

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三は十月六日インドネシア国及びブルネイ国へ出張のため出発した。

○農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

農林水産大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○外務大臣臨時代理解職
同　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○経済産業大臣臨時代理解職
同　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる（以上十月六日）

○農林水産大臣臨時代理解職
国務大臣　太田　昭宏

農林水産大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

財務官（国際局次長）財務事務官（大臣官房審議官）同（在アメリカ合衆国日本国大使館公使）外務事務官（日本銀行理事）（国際通貨基金理事）財務事務官（国際復興開発銀行理事）同　古澤　満宏　梶川　幹夫　武内　良樹　土井　俊範　門間　一夫　門間　大吉　鈴木　英明

国際通貨基金第六十八次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
国際復興開発銀行第六十八次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
国際金融公社第五十七次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
国際開発協会第五十三次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十五年十月二十五日までとする（各通）